



三重県公報

令和4年2月14日 (月)

第 285 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
2	三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	(住 宅 政 策 課)	2
告 示			
61	医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(医療保健総務課)	2
62	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障 がい 福 祉 課)	8
63	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	8
64	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	9
65	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害者支援施設の指定	(同)	10
66	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	10
67	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	11
68	証紙の販売所の名称を変更した旨の届出	(出 納 局)	11
69	証紙の販売所を廃止した旨の届出	(同)	11
公 告			
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	12
	同件	(同)	12
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	12
	同件	(同)	12
	同件	(同)	12
	特定開発行為に係る対策工事等の完了	(防 災 砂 防 課)	13
	宅地開発事業に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	13

規 則

三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布します。

令和四年二月十四日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二号

三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

三重県営住宅条例施行規則（平成九年三重県規則第百三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第二（第二十七条の五関係）		別表第二（第二十七条の五関係）	
駐 車 場 の 名 称	使 用 料	駐 車 場 の 名 称	使 用 料
(略)	(略)	(略)	(略)
サンシャイン千里駐車場	(略)	サンシャイン千里駐車場	(略)
一身田団地駐車場	千五百円		
(略)	(略)	(略)	(略)
泉団地駐車場	(略)	泉団地駐車場	(略)
久生屋団地駐車場	千五百円		
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和四年三月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 61 号

医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 4 年 2 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

医療保健部関係補助金等交付要綱（平成 30 年三重県告示第 239 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(3) の表中第 10 号の項及び第 11 号の項を削り、第 12 号の項を第 10 号の項とし、第 13 号の項から第 19 号の項までを 2 項ずつ繰り上げ、同表第 20 号の項（C）の欄を次のように改め、同項を第 18 号の項とする。

医療施設等施設整備費補助金交付要綱（昭和 54 年 7 月 27 日厚生省発医第 137 号）及び医療提供体制施設整備交付金（平成 21 年 3 月 30 日厚生労働省発医政第 0330004 号）により定められた事業等に要する経費
--

別表 1(3) の表中第 21 号の項から第 25 号の項までを 2 項ずつ繰り上げ、同表第 26 号の項（C）の欄を次のように改め、同項を第 24 号の項とする。

医療機器や設備等を整備するために要する経費

別表 1(3) の表中第 27 号の項から第 41 号の項までを 2 項ずつ繰り上げ、同表第 42 号の項を次のように改め、同項を第 40 号の項とする。

40	病床機能再編支援事業給付金	地域医療構想の実現を推進する。	1 単独支援給付金 2 統合支援給付金 3 債務整理支援給付金	別に定める。	別に定める。
----	---------------	-----------------	---------------------------------------	--------	--------

別表 1(3)の表に次のように加える。

41	災害医療提供体制推進事業費補助金	災害時に傷病者等が必要な医療を迅速かつ適切に受けられる災害保健医療体制を構築する。	国庫補助金交付対象事業の施設整備等に要する経費	別に定める。	別に定める。
----	------------------	---	-------------------------	--------	--------

別表 1(4)の表第 18 号の項 (C) の欄を次のように改める。

防災・減災等事業整備計画に基づく、既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業、高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業、高齢者施設等の水害対策強化事業、高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業並びに高齢者施設等における換気設備の設置事業に要する経費

別表 1(4)の表第 21 号の項を削る。

別表 1(5)の表第 7 号の項 (C) の欄を次のように改める。

- 1 対面相談事業に要する経費
- 2 電話・SNS相談事業に要する経費
- 3 人材養成事業に要する経費
- 4 普及啓発事業に要する経費
- 5 自死遺族支援機能構築事業に要する経費
- 6 計画策定実態調査事業に要する経費
- 7 若年層対策事業に要する経費
- 8 SNS地域連携包括支援事業に要する経費
- 9 深夜電話相談強化事業に要する経費
- 10 自殺未遂者支援事業に要する経費
- 11 災害時自殺対策継続支援事業に要する経費
- 12 自殺未遂者支援・連携体制構築事業に要する経費
- 13 災害時自殺対策事業に要する経費
- 14 ハイリスク地対策事業に要する経費
- 15 地域特性重点特化事業に要する経費

別表 1(6)の表第 3 号の項を削る。

別表 1(7)の表第 1 号の項 (A) の欄を次のように改める。

感染症指定医療機関施設・設備整備費等補助金

別表 1(7)の表第 4 号の項 (C) の欄及び (D) の欄を次のように改める。

1	予防接種事故救済給付費事業 予防接種法(昭和23年法律第68号)第15条第1項及び予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律(昭和51年法律第69号)附則第3条第1項の規定により市町が行う給付事業	補助基本額の3/4以内
2	ポリオ生ワクチン2次感染対策事業 ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施要綱により市町が行う給付事業	補助基本額の3/4以内

3	予防接種事故発生調査費事業 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について及びポリオ生ワクチン 2 次感染対策事業実施要綱により設置された予防接種健康被害調査委員会が行う予防接種による健康被害に関する調査等の事業	補助基本額の 3/4 以内
---	---	------------------

別表 1(7)の表第 5 号の項 (C) の欄を次のように改める。

一類感染症又は二類感染症（結核を除く。）等により入院勧告等を受けた感染症患者に係る医療費
--

別表 1(7)の表第 7 号の項を次のように改める。

7	三重県新型コロナウイルス等患者入院医療機関等施設・設備整備事業補助金	新型コロナウイルス等発生時に適切な医療を提供するための整備を行い、感染拡大防止を図る。	新型コロナウイルス等患者入院医療機関等において、新型コロナウイルス等の対策に必要な施設及び設備を整備する経費等	別に定める。	別に定める。
---	------------------------------------	---	---	--------	--------

別表 1(7)の表中第 8 号の項及び第 9 号の項を削り、第 10 号の項 (C) の欄を次のように改め、同項を第 8 号の項とする。

対象者が保険医療機関において初回精密検査又は定期検査を受診した際に負担した費用の一部又は全部
--

別表 1(7)の表中第 11 号の項から第 15 号の項までを 2 項ずつ繰り上げ、同表第 16 号の項 (A) の欄を次のように改め、同項を第 14 号の項とする。

新型コロナウイルス感染症外国人患者等受入体制確保事業補助金

別表 1(7)の表に次のように加える。

15	新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業補助金	新型コロナウイルスワクチンの接種を早期に行う。	時間外・休日の医療機関が新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場へ医療従事者を派遣する際に要する経費等	10/10	市町
16	新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業にかかる職域接種補助金	新型コロナウイルスワクチンの接種を早期に行う。	企業等が新型コロナウイルスワクチンの職域接種を実施する際に要する経費等	10/10	職域接種を実施する企業等
17	PCR 等検査無料化事業補助金	健康上の理由等によるワクチン未接種者及び感染拡大傾向時に感染不安を抱える者が PCR 等検査を無料で受けられる環境の整備を図る。	事業の実施に必要なとなる検査費用及び検査体制整備等に要する経費	10/10	医療機関、薬局、衛生検査所等

別表 1(9)の表中第 24 号の項 (A) の欄を次のように改める。

総合診療医育成支援事業補助金

別表 2 を次のように改める。

別表 2 (第 2 条関係)

区分	(A) 名称	(B) 規則第 20 条第 1 項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	(C) 規則第 20 条第 1 項第 2 号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具

1	小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号。以下「厚生労働省告示」という。)に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
2	地域災害拠点病院施設整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	—
3	地域災害拠点病院設備整備費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円(民間団体にあっては30万円)以上の機械及び器具
4	災害医療提供体制推進事業費補助金		—
5	医療施設耐震化整備促進事業費補助金		減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間
6	医療施設等設備整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円(民間団体にあっては30万円)以上の機械及び器具
7	ドクターヘリ改修支援事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	—
8	医療施設施設整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	—
9	広域搬送拠点臨時医療施設整備費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円(民間団体にあっては30万円)以上の機械及び器具
10	心電図伝送システム整備補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
11	病床機能分化推進基盤整備事業補助金		—
12	人工腎臓装置不足地域設備整備事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円(民間団体にあっては30万円)以上の機械及び器具
13	医療施設設備整備費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
14	公立大学法人三重県立看護大学施設整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円(民間団体にあっては30万円)以上の機械及び器具
15	院内感染対策施設設備整備事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
16	がん診療施設整備費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具
17	がん診療設備整備費補助金		—
18	地域医療体制基盤整備事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械及び器具

19	老人保健福祉施設整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
20	三重県介護従事者確保事業費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他財産
21	三重県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円）以上の機械、器具及びその他財産
22	三重県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円）以上の機械、器具及びその他財産
23	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産
24	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械、器具及びその他の財産
25	三重県病床転換事業費補助金		事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 30 万円（補助事業者が地方公共団体の場合は 50 万円）以上の不動産又はその従物
26	難病在宅ケア支援ネットワーク整備事業設備整備費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械及び器具
27	三重県口腔ケア活動支援事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具
28	三重県地域口腔ケアステーション設備整備事業補助金		
29	三重県看護師養成所等における実習補完事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具
30	三重とこわか健康経営促進補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産
31	災害拠点精神科病院設備等整備補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械、器具及びその他の財産
32	三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金（感染防止対策型）	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 10 万円以上の機械及び器具
33	感染症指定医療機関施設・設備整備費等補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械及び器具

34	三重県新型インフルエンザ等患者入院医療機関等施設・設備整備事業補助金	する期間	事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（法人格を有する団体等にあつては 30 万円）以上の財産
35	新型コロナウイルス院内感染防止対策等補助金		
36	三重県新型コロナウイルス感染症医療機関等支援事業補助金		
37	三重県新型コロナウイルス感染症療養者支援事業補助金		
38	新型コロナウイルス感染症外国人患者等受入体制確保事業補助金		
39	新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業にかかる職域接種補助金		
40	PCR等検査無料化事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産
41	みえライフインベーション総合特区推進事業費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産
42	医薬品等開発促進事業費補助金		
43	みえライフインベーション総合特区医療情報利活用推進事業費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具
44	三重県地域医療再生事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具
45	三重県看護師宿舎施設整備費補助金		—
46	三重県看護師勤務環境改善施設整備費補助金		—
47	三重県看護師等養成所施設整備費補助金		—
48	三重県看護師等養成所初度設備整備費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具
49	三重県病院内保育所施設整備費補助金		—
50	医師官舎整備事業補助金		—

51	ICTを活用した地域医療連携支援事業補助金	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具
52	産婦人科・小児科専門医確保対策事業補助金	
53	三重県看護師等養成所遠隔授業等設備整備費補助金	
54	地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金	

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の医療保健部関係補助金等交付要綱の規定は、令和3年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 62 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和 4 年 2 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定 年 月 日
2450300641	株式会社ファイブフォー	亀山市みずほ台 1 番地 104	放課後等デイサービス PLUS YOU marilyn	鈴鹿市算所町 1257	放課後等デイサービス	令和 3 年 11 月 1 日
2450800277	特定非営利活動法人まみいはんど	伊勢市楠部町 510 番地 93	こども活動支援 おむすび	伊勢市勢田町 911-22	保育所等訪問支援	令和 3 年 11 月 1 日
2450200809	株式会社フリーノート	愛知県愛西市小津町江新田 93-16	K i d d y 四日市南	四日市市楠町北五味塚 77-1	児童発達支援・放課後等デイサービス	令和 3 年 12 月 1 日
2450100330	株式会社アイ	桑名市陽だまりの丘 3 丁目 862 番地	b a m b o o 桑名多度校	桑名市多度町香取 333-3	児童発達支援	令和 3 年 12 月 1 日
2450500943	特定非営利活動法人安濃津福祉会	津市夢が丘一丁目 6 番地 2	望 重心あゆみ野長岡	津市長岡町 709-5	放課後等デイサービス	令和 3 年 12 月 1 日
2450700485	アムール有限会社	松阪市飯南町下仁柿 652 番地	未来 あい	松阪市高町 215 番地 2 階	放課後等デイサービス	令和 3 年 12 月 1 日
2450500240	株式会社GTOコーポレーション	津市長岡町 82 番地 1	寺子屋オレンジキッズ	津市長岡町 82 番地 1	保育所等訪問支援	令和 3 年 12 月 1 日
2450200395	有限会社ラ・ディッシュ	三重郡朝日町大字小向 827 番地 19	ハッピーテラス四日市北教室	四日市市富田一丁目 158 番地 2	児童発達支援	令和 3 年 12 月 1 日
2450700477	合同会社S u N N y S	松阪市駅部田町 881-23	ピクニック	松阪市黒田町 17-1	児童発達支援	令和 4 年 1 月 1 日

三重県告示第 63 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 19 第 2 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 2 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
2450200254	合同会社ミルト	鈴鹿市算所三丁目9番41号	すまいる 四日市	四日市市浜田町17-10	児童発達支援	令和3年11月30日
2450500505	一般社団法人ともだち	松阪市大津町214番地1	ROSELLE 4 T H K I D S C L U B	津市久居新町825番4	児童発達支援・放課後等デイサービス	令和3年12月1日
2452700160	特定非営利活動法人いろ葉	度会郡玉城町田丸214番地6	多気郡地域児童発達支援センター	多気郡明和町佐田633	放課後等デイサービス	令和3年12月31日

三重県告示第64号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和4年2月14日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
2411100320	合同会社なないろ	熊野市井戸町758番地2	介護サポートなないろ	熊野市井戸町758番地2	居宅介護	令和3年11月1日
2420502847	株式会社プロジェクト品川	津市藤方1966-1	ルピナス品川Ⅰ	津市修成町14-20	共同生活援助	令和3年11月1日
2420701829	株式会社プロジェクト品川	津市藤方1966-1	ルピナス品川Ⅱ	松阪市嬉野津屋城町777-1	共同生活援助	令和3年11月1日
2420701803	株式会社bunanoki	松阪市日野町575番地	bunanokihome	松阪市田原町327-11-H	共同生活援助	令和3年11月1日
2412720514	特定非営利活動法人暖家	多気郡多気町土屋288	ひだまり	多気郡多気町弟国92番2	短期入所	令和3年11月1日
2410502997	ジー・アンパサンド合同会社	津市栄町二丁目386番地	ジー・アンパサンド	津市中央14-8 メゾンエスポワール1F	就労継続支援A型	令和3年11月1日
2412220341	株式会社イーネットビズ	愛知県豊橋市大村町字大ノ前101番地	イーネットワーク	三重郡菟野町福村132-1	就労継続支援B型	令和3年11月1日
2410301739	株式会社エンジョイ	鈴鹿市算所1丁目3番11号多貴BLD	ナボリの台所 鈴鹿店	鈴鹿市神戸1丁目19-25北栄ビル1階	就労継続支援B型	令和3年11月1日
2410301747	株式会社旺輝グループ	鈴鹿市肥田町192番地	就労継続支援B型事業所鈴鹿ハウス	鈴鹿市東玉垣町2850-14	就労継続支援B型	令和3年11月1日
2410301580	株式会社HERO	津市河芸町上野570-15	訪問介護HERO	鈴鹿市神戸1丁目3-11	重度訪問介護	令和3年12月1日
2411300649	株式会社キタモリ	伊賀市古郡546-1	エールきたもり	名張市すずらん台西1-243	居宅介護・重度訪問介護	令和3年12月1日
2420502854	特定非営利活動法人ルピナス品川	津市修成町14-20	ルピナス品川Ⅰ	津市修成町14-20	共同生活援助	令和3年12月1日
2420701837	特定非営利活動法人ルピナス品川	津市修成町14-20	ルピナス品川Ⅱ	松阪市嬉野津屋城町777-1	共同生活援助	令和3年12月1日
2410201939	ウェルビー株式会社	東京都中央区銀座二丁目3番6号	就労定着支援事業所ウェルビー四日市センター	四日市市三栄町3-15小林ビル1階	就労定着支援	令和3年12月1日
2411300672	株式会社エムアール	名張市蔵持町原出247-1	小規模多機能ホームスマイル	名張市蔵持町原出247-1	共生型短期入所	令和4年1月1日

2411300664	株式会社エムアール	名張市蔵持町原出 247-1	小規模多機能ホームスマイル	名張市蔵持町原出 247-1	共生型生活介護	令和 4 年 1 月 1 日
2412220317	特定非営利活動法人リユース	三重郡川越町豊田 364 番地 5	生活介護事業所 Link	四日市市八田一丁目 8 番 20 号	生活介護	令和 4 年 1 月 1 日
2410202119	株式会社 PROUD	四日市市諏訪栄町 2 番 3 号	グラン・ブルー	四日市市新正 5 丁目 3-22	就労継続支援 A 型	令和 4 年 1 月 1 日
2410101170	株式会社みらいネクスト	愛知県大府市長草町田面 84 番地 10	みらいネクスト三重	桑名市安永 1251 番地	就労継続支援 A 型	令和 4 年 1 月 1 日
2410202101	社会福祉法人桜コミュニティ	四日市市浜一色町 15 番 14-1 号	さくらカンパニー	四日市市赤堀 1 丁目 7-23	就労継続支援 B 型	令和 4 年 1 月 1 日
2411300656	株式会社土屋	岡山県井原市井原町 192 番地 2 久安セントラルビル 2 階	あぐり工房 土屋	名張市東田原 529 番地	就労継続支援 B 型	令和 4 年 1 月 1 日
2410301754	社会福祉法人朋友	鈴鹿市若松中一丁目 20 番 1 号	わか菜の杜	鈴鹿市若松西 1-21-11	就労継続支援 B 型	令和 4 年 1 月 1 日

三重県告示第 65 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設を指定しました。

令和 4 年 2 月 14 日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
2410202127	社会福祉法人聖母の家	四日市市波木町 398-1	障害児入所施設聖母の家	四日市市波木町 330-1	施設入所支援・生活介護	令和 3 年 9 月 1 日

三重県告示第 66 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 2 月 14 日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2411300441	株式会社 Tenant	名張市つつじが丘北 6 番町 1 番地	さくら・介護ステーション名張	名張市つつじが丘北 5 番町 269 番地 7	同行援護	令和 3 年 10 月 31 日
2410502278	社会福祉法人サンフラワークラブ	津市木造町 1824 番 1	サンフラワーワークス	津市木造町 1825 番 1	就労移行支援	令和 3 年 10 月 31 日
2420502847	株式会社プロジェクト品川	津市藤方 1966-1	ルピナス品川 I	津市修成町 14-20	共同生活援助	令和 3 年 11 月 30 日
2420701829	株式会社プロジェクト品川	津市藤方 1966-1	ルピナス品川 II	松阪市嬉野津屋城町 777-1	共同生活援助	令和 3 年 11 月 30 日
2410800706	株式会社ワークスジャパン	伊勢市本町 2 番 4 号	就業支援あらいぐま	伊勢市本町 2 番 4 号	就労継続支援 B 型	令和 3 年 11 月 30 日
2420701837	特定非営利活動法人ルピナス品川	津市修成町 14-20	ルピナス品川 II	松阪市嬉野津屋城町 777-1	共同生活援助	令和 3 年 12 月 31 日

2410100685	株式会社みらいサポート	愛知県大府市江端町三丁目80番地2	みらいサポート三重	桑名市安永1251	就労継続支援A型	令和3年12月31日
2411300458	特定非営利活動法人あぐりの杜	名張市東田原529番地	あぐり工房	名張市東田原529番地	就労継続支援B型	令和3年12月31日
2410201160	株式会社花こころ	四日市市富田1丁目24-38	こころ	四日市市富田1丁目24-38	就労継続支援A型	令和3年12月31日

三重県告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和4年2月14日

三重県知事 一見勝之

第1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大泉多度線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
桑名市多度町北猪飼字池代1541番5地先から 桑名市多度町猪飼字室ヶ谷1976番22地先まで	旧	20.0~55.0	46.6
	新	18.6~49.6	46.6

第2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 合ヶ野松阪線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市飯福田町字猫ヶ谷195番地先から 松阪市与原町字子ギ谷1020番地先まで	旧	3.8~13.7	1489.0
	新	4.2~17.4	1489.0

三重県告示第68号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の名称を次のとおり変更した旨の届出がありました。

令和4年2月14日

三重県知事 一見勝之

販売人の名称	販売所の名称		変更年月日
	旧	新	
鈴鹿農業協同組合	昼生出張所	亀山支店（昼生）	令和4年1月24日
	白川出張所	亀山支店（白川）	
	加太出張所	関支店（加太）	

三重県告示第69号

三重県証紙条例（昭和40年三重県条例第12号）第5条第1項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所を次のとおり廃止した旨の届出がありました。

令和4年2月14日

三重県知事 一見勝之

販売人の名称	廃止した販売所		廃止年月日
	名 称	所 在 地	
鈴鹿農業協同組合	伊勢神戸支店	鈴鹿市神戸 2-11-13	令和4年1月22日
	磯山出張所	鈴鹿市磯山 2-6-20	

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県尾鷲建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 2 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 4 年 2 月 14 日から同年 6 月 3 日まで
- 3 作業地域
尾鷲市三木里町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県尾鷲建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 2 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（地形測量）
- 2 作業期間
令和 4 年 2 月 1 日から同年 5 月 16 日まで
- 3 作業地域
北牟婁郡紀北町長島

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 3 年 12 月 28 日に終了した旨、法務省津地方法務局長から通知がありました。

令和 4 年 2 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
津市藤方及び同市津興

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 1 月 31 日に終了した旨、三重県桑名地域防災総合事務所長から通知がありました。

令和 4 年 2 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
桑名市長島町老松及び桑名郡木曾岬町新輪

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 1 月 25 日に終了した旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 2 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量）

2 作業地域

亀山市加太市場及び同市加太梶ヶ坂

次の特定開発行為に係る対策工事等が完了しましたので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 18 条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 2 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 開発区域

南牟婁郡紀宝町鶴殿 1111-1 外 20 筆

面積 9029.54 m²

2 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名

南牟婁郡紀宝町鶴殿 324 番地

紀宝町長 西田 健

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 47 年三重県条例第 41 号）第 6 条の規定により確認しました宅地開発事業に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 4 年 2 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	確認を受けた者の住所及び氏名
令和 4 年 2 月 1 日	南牟婁郡紀宝町鶴殿字石橋 1111-1 ほか 20 筆ほか	南牟婁郡紀宝町鶴殿 324 紀宝町長 西田 健

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>